

平成27年度第3回高松市総合教育会議 議事録

1 日 時 平成28年2月16日(火) 午前9時30分～午前10時43分

2 場 所 高松市役所11階 114会議室

3 出席者	高松市長	大西 秀人
	高松市教育委員長	神内 仁
	高松市教育委員(委員長職務代理者)	児玉 令江子
	高松市教育委員	木場 巳男
	高松市教育委員	藤本 英子
	高松市教育長	松井 等

4 事務局

(教育委員会)

教育局長	東原 利則
教育局次長総務課長事務取扱	森田 素子
教育局次長生涯学習課長事務取扱	橋本 良治
学校教育課長	峯 寛文
保健体育課長	岡村 寧
総合教育センター所長	山下 昌宏
教育局総務課長補佐	楠原 昌能

(市民政策局)

市民政策局長	城下 正寿
市民政策局次長政策課長事務取扱	片山 智規
政策課長補佐	松本 徳

5 傍聴人 なし

6 協議・調整事項

- (1) 第2期高松市教育振興基本計画(教育に関する「大綱」)(案)について
- (2) 不登校対策について

7 議事の経過

- 司 会 定刻がまいりましたので、ただ今から、平成27年度第3回高松市総合教育会議を開会いたします。本会議の進行につきましては、高松市総合教育会議運営要綱第4条第4項の規定に基づきまして、市長が行うこととなっておりますので、大西市長どうぞよろしくお願いいたします。

- 市 長 おはようございます。教育委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、本会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度3回目の総合教育会議ということで、御承知のとおり本市の教育に関する大綱となります、第2期の教育振興基本計画（案）と不登校対策、この2つの議題について、協議を行う予定でございます。よろしくお願いしたいと存じます。

まず、協議調整事項1でございますが、教育に関する大綱となります「第2期高松市教育振興基本計画（案）について」、事務局の方から説明をお願いします。

- 事務局 教育委員会総務課の森田でございます。

第2期高松市教育振興基本計画の最終案がまとまりましたので、説明させていただきます。色刷りの概要の資料を御手元の方にお願ひします。

資料の2ページを御覧ください。2ページの計画の基本的事項から6ページの基本目標、施策体系までは、前回、9月の第2回の総合教育会議におきまして、計画策定の考え方としてお示しした資料と同様となっておりますことから、掻い摘んで説明をさせていただきます。

教育振興基本計画は、教育基本法第17条に基づく本市の教育行政の基本計画となるものでございまして、本市では平成22年3月に高松市教育振興基本計画として策定しております。今年度でその計画期間が終了しますことから、国の第2期計画を参酌するとともに、本市の現状も踏まえ、第2期高松市教育振興基本計画を策定することといたしております。

3ページの計画の位置付けについてですが、教育振興基本計画は本市のまちづくりや市政運営の根幹を成す、最上位の計画であります高松市総合計画の教育に関する分野別計画と位置付けますとともに、本市の教育に関する大綱としても位置付けるものでございます。

教育に関する大綱は御承知のように昨年4月から施行されました改正地方教育行政法により、各地方公共団体の長に策定が義務付けられたもので、教育の振興に関する総合的な施策の方針でございます。

本市においては昨年、6月16日開催の第1回総合教育会議において、次期教育振興基本計画をもって教育に関する大綱とするということが決定され、9月18日の第2回総合教育会議において、大綱に位置付ける第2期教育振興基本計画の策定の考え方について協議をし、基本理念、基本目標、施策の基本方向などが第2回会議において確認されたところでございます。

その後、これらを基に計画素案として取りまとめ、１１月には民間有識者による策定懇談会、その後市議会の教育民生調査会、また、１２月にはパブリックコメントにおきまして計画素案に対する市民の皆さんの多くの意見をいただきまして、反映できるものは反映し、今回の計画案を取りまとめております。

４ページを御覧ください。計画の期間は第６次高松市総合計画との整合性を図るため、平成２８年度から３５年度までの８年間といたします。国、県の動向も見ながら、見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

次に５ページ下側を御覧ください。第２期教育振興基本計画の基本理念でございますが、本市の教育の現状を踏まえるとともに、第１期計画との継続性も考慮しまして、第１期計画の基本理念であります「確かな学力と豊かな心をはぐくみ夢にむかってたくましく生きる人づくり」、これを引き続き、第２期計画の基本理念といたします。

次に６ページの第２期計画の基本目標、施策体系でございますが、基本理念のもと、学校教育の充実、学校教育環境の整備、子どもの安全確保、青少年の健全育成、家庭・地域の教育力の向上、生涯学習の推進の６つの基本目標と、それぞれに連なる１３の施策の基本方向といたしております。基本目標では「生涯学習の推進」を、また、施策の基本方向では「子どもの交通安全対策の推進」を新たに項目として加えております。

概要の７ページ以降は、１３の施策の基本方向ごとに、具体的な施策の展開、新規、拡充、主な事業、右下に主な施策の目標を示しております。

なお、具体的な施策の展開は、冊子の２７ページにその全体像をお示ししております。２７ページで基本目標、施策の基本方向、具体的な施策の展開として３７項目を掲げているところでございまして、前回の総合教育会議においても、項目は御確認をいただいているところでございます。

また、施策の目標、この全体につきましては、この冊子の８１ページから８６ページにかけまして、全体で４１の目標を設けております。それぞれに中間時点であります３１年度末、最終時点であります３５年度末の目標を設定いたしております。

概要資料の７ページに戻っていただきまして、基本目標１の学校教育の充実のうち、施策の基本方向「確かな学力の育成」では、総合的な学力の向上を図るため、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の編成や、少人数学級の推進、学校ニーズに応じた特別支援教育支援員、サポーター、英語指導員等を配置するなど、きめ細かな指導に取り組むとともに、新たな項目としまして「英語教育の推進」、「情報教育の推進」を掲げ、また、高等学校教育を充実させることにより、確かな学力の育成に取り組んでまいります。

主な施策の目標としましては、授業研究による分かる楽しい授業の創造や個別

補充学習「マイ・スタディ」等によりまして、学校評価得点のうち「確かな学力の育成に関すること」の得点の向上を目指しますほか、英語教育における活発な言語活動を図るため、中学校英語の授業での発語を50%以上英語で行っている教員の割合を中間時点で100%の達成を目指します。

次に8ページをお願いします。「豊かな心と体を育てる教育の推進」では、自他を尊重して関わり合う力や目標に向かって粘り強くやり抜く力、豊かな人間性や社会性を育むため「道徳教育」、「人権教育」、「小中連携教育」、「読書活動」、「体験活動」、「就学前教育」などを、また、暴力行為やいじめ対策など生徒指導上の諸問題の解消と未然防止に向けた取組を推進するとともに、不登校の子どもへの支援、また、地域の伝統文化を大切にする心情や態度、高い志を育む「ふるさと教育」を新たな項目として、推進してまいります。さらに、子どもの健康の保持、増進、望ましい生活習慣の形成に向け、地域と連携して、運動に親しむ習慣づくりと体力の向上、食育の推進と心身の健康づくりに取り組むなど、豊かな心と体を育てる教育の推進に取り組んでまいります。

主な施策の目標としましては、「ふるさと教育」に高松子ども宣言を位置付けて活用している学校の割合を中間時点で100%といたしますほか、1校1運動の継続実践によりまして、学校評価得点のうち「体力・運動能力の育成に関すること」の得点の向上を目指してまいります。高松子ども宣言につきましては、冊子の47ページに掲載いたしておりまして、児童生徒が未来の高松を創る担い手としての意識を持ちながら、健やかに成長することを目指し、各小・中学校の代表の児童生徒が今年度の高松市子ども議会で宣言文を作成したものでございまして、小・中学校版ともに5つの内容から成り、本市の全児童生徒の共通の行動指針として、学校の実態に合わせた取組を始めたところでございます。上側が小学校版、下側が中学校版の子ども宣言となっております。

元に戻りまして色刷りの方の9ページでございます。「教員の資質向上と教育指導体制の充実」でございますが、これからの社会で求められる教育の展開や学校現場での諸課題に対応するため、教員に対する研修を充実させるほか、学校評価の推進による学校運営の自立的、継続的な改善に取り組んでまいります。また、教員の業務の多様化に対応するため、市費講師等の配置などによる教育指導体制の充実に取り組むことにより、子ども一人一人と向き合う環境づくりを進めるとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりに向け、教員の資質向上と教育指導体制の充実に取り組んでまいります。

施策の目標としましては、児童生徒へのきめ細かな支援や対応を図るため、市費講師の配置校の増加を目指すとともに、教員の授業力を向上させることで「勉強がおもしろいと回答している児童生徒の割合」における数値の向上を目指してまいります。

次に10ページの「学校教育環境の整備」のうち、「学校教育施設の整備」につ

いてですが、学校施設につきましては維持管理コストを抑えながら長寿命化を図り、良好な教育環境を維持するために学校施設整備計画を策定するほか、高松第一高等学校校舎の全面改築を行うなど、総合的な学校施設整備に取り組んでまいります。また、新しい学校給食センターの建設に取り組むとともに、給食調理場の計画的な整備にも取り組んでまいります。

主な施策の目標としましては、施設の老朽化に対応するため、今後策定を予定しております学校施設整備計画で、長寿命化整備工事の進捗率を35年度末には100%とするなど、総合的な学校施設整備に取り組んでまいります。

また、下段の「教育機能と就学支援の充実」ではICT機器の積極的活用や教員が子どもと触れ合う時間、教材研究の時間の確保に取り組むとともに、教育に関する研究成果の蓄積、活用により、教育機能を充実させていきます。また、就学についての希望者のニーズに応じた各種支援を効果的に周知し、充実をさせてまいります。

施策の目標としましては、教育用パソコンのうち、タブレット端末の配置台数の割合を35年度末に50%とするなど、情報リテラシーの向上に取り組んでまいります。

次に11ページ基本目標「Ⅲ 子どもの安全確保」のうち、「子どもの安全対策の推進」では、スクールガードリーダーの市立こども園、幼稚園、小学校への派遣や不審者情報メールの配信、子どもに対する相談体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関の連携を強化し、効果的な子どもの安全確保に取り組んでまいります。

施策の目標としましては、子ども人口千人当たりの不審者情報メール配信先件数を増加させることを目指すなど、子どもたちを事件、事故、災害等から守ることを目指します。

また、下段の「子どもの交通安全対策の推進」では、通学路の安全確保に向けた取組を継続的に推進することにより、子どもを交通事故の危険から守ることを目的として、学校、家庭、地域及び関係機関が連携を強化し、効果的な子どもの交通安全の確保に取り組んでまいります。

施策の目標としましては、高松市通学路交通安全プログラムに基づく、通学路合同点検計画の達成率を平成35年度末に100%といたしてありまして、通学路の安全確保等に努めてまいります。

次に12ページをお願いします。基本目標Ⅳ「青少年の健全育成」のうち、「子どもの体験活動の充実」では、子どもの創造性や積極性、社会性を養うため、関係団体と連携し、日常では体験できない活動の場や機会を提供してまいります。

主な施策の目標としましては、子どもたちに遊びや体験活動などの多様な機会の提供を受けることができる子ども会の加入率の向上を目指してまいります。

また、下段の「青少年の健全育成の推進」では、多くの市民が青少年の非行防

止と健全育成に関心を持ち、理解と協力を得るために効果的な情報提供、啓発に取り組むとともに、地域や関係団体、関係機関との連携をより一層密にし、補導、相談、浄化活動など総合的な健全育成活動に取り組んでまいります。また、情報モラルの向上を含め、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策に子どもの発達段階に応じて取り組んでまいります。

主な施策の目標としましては、少年人口千人当たりの補導人数の減少を目指してまいります。

次に13ページ、基本目標Ⅴ「家庭・地域の教育力の向上」のうち、「学校・家庭・地域の連携強化」では、学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる活動を展開してまいります。子ども、教職員、保護者、地域住民が協力して、あいさつや声の掛け合い、また、共に活動することを通して礼儀や思いやりなど豊かな心を育み、それぞれの活性化を目指してまいります。

施策の目標としましては、新番丁小学校サポート協議会をモデルとした学校・家庭・地域が一体となった高松型学校支援体制の拡大を目指してまいります。

また、下段の「家庭及び地域の教育力向上の推進」では、家庭教育学級、子どもを中心とした地域交流活動などの実施により、家庭・地域の教育力の向上に取り組めます。また、多くの保護者が集まる機会を活用した、規則正しい生活習慣づくりのための啓発や生活チェックシートを配布するなど、子どもたちへの啓発にも取り組んでまいります。

施策の目標としましては、地域で子どもを育む連携体制の構築に努めることで地域交流事業を実施している地域の割合を35年度末で100%としてまいります。

次に14ページの基本目標Ⅵ「生涯学習の推進」のうち、「学習機会の充実」では、生涯学習センターや地域のコミュニティセンターで開催をいたします講座を充実させ、市民の学習ニーズに応えるとともに、学習成果の発表の場や交流の場の提供に取り組んでまいります。

施策の目標としましては、まなびCAN及びコミュニティセンターの講座内容を充実させることで、講座の参加者数の増加を目指します。

下段の「学習施設・機能の充実」では図書館資料を収集・保存し、市民の利用に供するとともに、子どもの読書活動に繋がるイベント、講座など各種行事を開催してまいります。また、夢みらい図書館の整備のほか、資料の保存機能を充実させるため、施設の有効利用にも取り組んでまいります。

施策の目標としましては、各図書館の充実に積極的に取り組んでまいりますことで、市民一人当たりの図書館図書貸出冊数の増加を目指してまいります。

なお、ここまで説明いたしました施策の目標の幾つかにつきましては、新たな総合計画との整合性をとり、総合計画に掲げる数値目標、これと同様の目標を掲げております。以上が各施策の基本方向の主な事業と施策の目標でございます。

次に15ページをお願いします。第2期計画においては、重点取組事項を7項目掲げておりまして、その推進を図っていくこととしております。この重点取組事項につきましては、前回の第2回総合教育会議におきまして御確認をいただいておりますが、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を念頭に「学力の向上」、「豊かな心の育成」、健やかな心を育むための「体力の向上」、この3つを基本に「生徒指導の充実」として、いじめ問題への対応、子どもに向き合う環境づくりの推進のための「教員の指導力の向上」、施設の老朽化対策を中心とした「教育環境の充実」、最後に地域ぐるみで子どもを育てるための「学校・家庭・地域の連携強化」、この7項目を掲げております。本市の抱える課題とも関わっておりますことから、この実現のため特に留意しながら施策を進めていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが、第2期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）（案）につきましての説明を終わらせていただきます。

- 市長 ただいま、事務局の方から説明のありました第2期高松市教育振興基本計画（教育に関する「大綱」）（案）につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いします。

- 教育委員 近年、教育現場、教育状況がどんどん変わっていく中で、これから先8年の計画というのは、逆にいうと難しいものがあると思われます。その中で、こういう数値を掲げて、目標を設定するということがとても大事なことだと思います。悪い方を考えますと大変な子どもたち、家庭が増えてくる、その中での目標ですから数値的に上げていかないといけないということがありますので、そういう点、教員の負担や地域の負担というのが重くならないようにということを教育委員会としても、高松市としても気を付けていただきたいと思って、見させていただきました。

本当に一番大事な高松を支えていかなければいけない子どもたちがどんどん大変な状況にあるということも確かですし、しかし、どうにかしないといけないということも確かですので、頑張っていきたいと思います。

- 市長 感想ということでよろしいでしょうか。
- 教育委員 はい、感想です。
- 市長 他にございませんでしょうか。
- 教育長 事務局に、確認という意味で、皆さん方に説明をしていただこうと思いますので、色付きの方の7ページの目標の上側の「学校評価平均評価得点」の出し方はどのようにするのか、最後説明をしていただきたいと思いますと思いますが。
- 事務局 学校教育課でございます。「学校評価平均評価得点」につきましては、この2月末に各小・中学校から学校が自己評価をしたものが報告をされてまいります。この目標で挙げておりますのは、いずれも3点台で、平成35年目標数値が3.5点ということで、これは4段階評価での3.5点ということでございます。小中学校から挙がってきた評価を平均した数値について3.5点を目指してい

たいということでございます。

○ 市 長 他にございませんでしょうか。

○ 教育委員 この施策に全体的に感じたことですが、あまりにも基本的なものの中のこういうふうにしなさいと言わないと学校自体がそれに対して、働きかけがないような気がします。春から夏にかけて学校訪問にいろいろと行かせていただいたのですが、やはり一番感じるのは学校に対して個性が無くなってきています。

学校が地域の人たちに気遣いをして、子どもたちへの気遣いはそれ以上あると思いますが、地域、地域という言葉をよく聞きます。地域のことよりも、もっと違った教育のやり方、要するにその学校の個性、Aという学校があればAの個性、BがあればBの個性、そういうふうな個性を一つずつ見出していく学校教育も必要じゃないかなと思います。だから今のやり方ですと政府から言われた、県から言われた、市から言われた、そのような本当に、文句を出来るだけ言われなような学校教育というように私には感じました。

○ 市 長 それぞれの学校の個性といいますか、そういうので関連する施策はありますか。

○ 教 育 長 今、市長さんが言われたのは、体づくりの中に入っていたと思いますけれども、スポーツ面では1校1運動というのを施策で掲げています。1月末辺りに結果が出ますが、平成27年度の全国体力・運動能力調査の結果を踏まえて、自分の学校の子どもの体力とか運動能力の傾向を踏まえて、自分の学校としてどういう部分が課題であり、例えば握力が課題であるから、あるいは持久力が課題であるから、それを克服するための1校1運動を取り上げていこうとか、体力部分で言えばそのような取組もやっています。

学力部門も同様に、全国学力・学習状況調査を11月に実施しています県学習状況調査の結果を踏まえて、自分の学校としてどのような課題、傾向があるので、それに対してどういう取組をするのかというようなことを打ち出して、克服を行っているというような取組を行っています。

○ 市 長 学校ごとに、自らの学校の課題があつて、それを重点的にやっていくという取組はこれから必要になってくると思いますが、地域と学校がある程度連携をしながらやっていかないと、これから学校運営は結構大変ですから、地域との連携の中で、学校あるいは地域の個性といったものが学校運営に生まれてくるのではないかという部分もあると思います。

そういうことは大事にしていきながら、他の学校がやっているから同じことを全部やっていけばいいということではなくて、それぞれの学校で自らの課題というのを把握して、取り組んでいただくような、そういう方向で考えていただければと思います。

○ 教 育 長 今の件に関してですけれども、国全体でもそうですけれども、今の教育の流れとしてはこれまでのように学校に全てを任せて、全てを処理するという時

代ではなくなってきました、むしろ、地域と連携をし、地域の教育力も活用して、学校も開けた状態にして、地域の人たちも学校へ入ってきますし、子どもたちも地域へ出かけて行ってというような教育の方向性が今求められていることは確かです。

そういう中で、やはり各小・中学校との地域性なり、あるいは子どもたちの実情を踏まえた特色ある学校づくりが出来るようになれば、今の教育の方向性としては良いのではないかと思います。

○ 市 長 他にございませんでしょうか。

特にその他の意見もないようでございますので、今回お示ししましたこの計画案をもちまして、本市の教育に関する「大綱」とさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

(承認)

○ 市 長 それでは計画策定につきまして、今後の日程等につきまして事務局の方から説明をしていただければと思います。

○ 事務局 先ほどの概要資料の最後、16ページを御覧ください。今後の策定のスケジュールについてでございますが、2月29日に民間の有識者によります策定懇談会において、この計画案を御確認いただきまして、その後、教育委員会の定例会を経まして、3月末までに市として計画を正式に策定していきたいと考えております。策定スケジュールについては簡単ではありますが以上です。

○ 市 長 ありがとうございます。そのように取り扱わしていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

次に協議調整事項2「不登校対策について」の協議をさせていただきたいと思えます。まず、事務局の方から説明をお願いします。

○ 事務局 失礼いたします。不登校対策について学校教育課及び総合教育センターの方から説明をさせていただきます。座って説明いたします。お配りをしています「不登校対策について」というタイトルの1枚ものの資料を御覧いただければと思います。

文部科学省が毎年行っております、学校基本調査及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では年間に30日以上欠席をした児童生徒を長期欠席者としており、黒い四角の2つ目のところですが、1つ目のところにいきますけれども、その内、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある場合を不登校として定めております。

長期欠席の理由といたしましては、不登校の他に、本人の心身の故障等により、入院、通院、自宅療養のための病気であったり、あるいは家計が苦しくて教育費

が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等での理由での「経済的理由」、さらに、病気や経済的な理由いずれにも該当しない、「その他」の4つに分類されております。さらに、不登校の形としては、「学校生活上の影響」、「あそび・非行」、「無気力」、「不安など情緒的混乱」、「意図的な拒否」、「複合」の6つが挙げられております。次に、不登校の現状についてでございますが、平成26年度の本市の不登校児童生徒数は、小・中学校ともに前年度より減少傾向にございまして、不登校になったきっかけにつきましては、児童生徒自身の成長や発達に起因する「無気力」や「不安などの情緒的混乱」、また学校生活に起因する「いじめを除く友人関係をめぐる問題」あるいは「学業の不振」などが考えられているところであります。

続きまして、不登校児童生徒に対する支援体制を、御手元の資料の3番、不登校対策として示しております。

まず、スクールソーシャルワーカー配置につきましては、社会福祉士等の資格を有する者や、専門的な知識、技術を有する者として11名を配置いたしまして、児童生徒が抱える問題の背景にある複雑な要因に対し、関係機関等のネットワークを活用して、対応策を立て、問題行動等の未然防止と解消を図っているところでございます。平成26年度には不登校児童生徒以外の案件も含めまして、小学校34名、中学校432名の支援を行ったことが、学校から報告されているところでございます。

次にスクールカウンセラー配置につきましては、今年度24名を全小・中学校に配置し、児童生徒への相談活動、保護者、教職員からの相談への対応、気になる児童生徒の情報収集及び提供、教育相談体制の充実に向けた支援、不登校対策委員会や小中連絡協議会への参加しての助言等、専門的な知識、技術を生かした取組を行っているところでございます。平成26年度は不登校以外の案件も含めて、児童生徒、保護者、教職員を合わせますと2,800名余りの相談に対応したことが報告されているところでございます。

最後にハートアドバイザーの配置につきましては、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、個に寄り添い、問題行動等の未然防止と解消を図るよう小学校40校に配置をしております。1,500名余りの児童生徒に関わり、安定した学校生活を送る上で、効果を挙げているところでございます。

次に学校の取組でございます。各学校では欠席理由がはっきりしない場合や欠席が続く場合などには家庭訪問を行ったり、保護者と面談を行ったりするなど、欠席の対応強化をしております。また、先ほどのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を活用したり、アンケートを実施したりするなど、教育相談を計画に位置付けて、実施するようにしているところでございます。また、中々学校へ来られない児童生徒に電話連絡や家庭訪問をして声を掛けたり、教室に入りづらい場合には、保健室や別室で対応したりするなど対応をし

ています。

さらに、校内の生徒指導体制の中に不登校対策委員会等を位置付けて、情報を共有したり、場合によっては関係機関と連携を図るなど、組織的な対応ができるよう努めているところでございます。

続きまして、総合教育センターの事業について説明させていただきます。

そこにありますように4つの事業を進めております。一つ目は適応指導教室の事業です。適応指導教室は本市内に旧新塩屋町小学校跡地に「虹の部屋」、そして香川町川東に「香川町 みなみ」の2教室を開設しております。主には不登校児童、不登校傾向にある学校に行きづらい子どもたちが、学校や社会的自立を目的として、「新塩屋町 虹の部屋」には職員5名、「香川町 みなみ」には職員2名が配置されております。ここ3年間では大変希望が多く、平成25年度は62名、平成26年度は63名、平成27年度は12月15日現在で60名が通室しています。希望が多く、受入れ出来ていない子どもさんが10名程度います。

続きまして、フレンドシップ事業ですが、この事業は広く不登校傾向にある学校の子どもたちとの体験活動に参加してもらうことによって、社会集団行動として、社会性や自立心を高めるというねらいを持って行っています。オータム、ウインターといった年間3回の回数を実施しています。昨年度でありましたら、サマーに44人、オータムに50人、ウインターに65名の参加がありました。

続きまして、不登校にある子どもや保護者、そして学校を継続的に支援しているとするものです。「学校における親の会」、「不登校を考える会」、「ICTを活用した学習支援」ですが、「ICTを活用した学習支援」では昨年度、38名、3,555回の利用がありました。このICTは学校に行きづらい、適応指導教室にも行きづらい子どもたちが、そういったものを使って学習していくためのものです。

最後は、教員の資質・能力の向上ということで、「カウンセリング」研修、「教育相談便りの発行」等をして、教員の不登校問題への理解を深め、不登校の未然防止、解決に取り組むための教員の資質・能力の向上を図っていくものであります。

総合教育センターの説明としては以上です。

- 市長 　ただ今事務局の方から不登校につきまして、本市の現状や取組につきまして説明がありましたが、委員の皆さんから何か御質問等がございましたらお願いします。
- 教育委員長 　各委員の皆さんにお考えがあると思います。教育振興基本計画の8ページにあります3番目に「不登校の子どもへの支援」がありますが、全国平均では小学校では低く、中学校では少し多いと思いますが、減少傾向にある年もありますし、中々難しいところがあります。そこから見えてくるところが2点ほどあります。

どういうケースが多いかと言いますと、病気や経済的貧困は数としては多くありませんが、一番多いのは無気力という表現にあります。漠然とした不安ということが子どもの世界にもあり、一部情緒障害というものもあります。

漠然とした不安の中で比較的最近、目立ちますのは軽度の知的障害、あるいは発達障害が軽い場合には意思疎通が出来ますので、学校現場で担任の先生が把握しにくいとことがあります。詳しく検査をしないと分からないところがあります。周りから見ましたら意思疎通が出来ますので、上手く行っているように見えますが、学校現場では中々意思疎通が出来ないです。特に中学生になりますと、中一ギャップというものがありまして、部活が始まると上下関係や学業が急に難しくなるとかの要因があり、また思春期に入りますので、成長期で心身のバランスが取れないことが絡んで、自分では行きたいですが朝起きると行けないことがあります。所謂、登校拒否とは違います。本人が行きたいけれども行けないケースが非常に多いのではないかと思います。そういう場合に、そこから学校現場へ行くまでの中間的な施設が必要になってきます。

極端なケースですと放課後、生徒が帰ったあと、取りあえず行くということがあるかもしれません。先ほどから話が出ています「虹の部屋」という中間的な施設があって、取りあえずそこまで行って、それから学校にと、タイミングが非常に難しいですが、そういう施設が、これほどの数の不登校の方がいますので必要があります。施設の数をみてますと足りていませんで、行きたいんですけども待ちがあって行けない子どもたちがいます。

それから家庭と学校への橋渡しや働きかけることについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ハートアドバイザーがありますが、その核となりますのはスクールソーシャルワーカーということですが、現況としては足りていないです。予算の面で難しい面がありますが、ハード面が追い付いていない面はあります。

- 市長 不登校対策につきまして、非常に深刻で大きな課題であると認識しているところでございまして、そのためにはいろいろな対策が必要です。学校現場において、それをいろいろと相談に乗れるようなことの専門家ということでスクールソーシャルワーカーについて、前の総合教育会議でも議題にしましたし、どうか充実を図るということですが、来年度予算におきまして1人ではありますけれども、11人から12人にしようということでもあります。

学校現場ではいろいろな対応が必要で、今、市費で単独で人材配置をしていますが、ここ数年でやってきたものですから総額がかなり大きくなってきています。特にスクールソーシャルワーカーの充実を図っていくということで、来年度は1名ですが増員になりましたけれども、今後ともその辺りの重要性は十分認識しながらしていきたいと思います。

- 教育委員 年々深刻な状態ですけれども、やはり専門家の投入と場所の提供、この

2 点に尽きると思います。

本市の場合はハートアドバイザーを市単独で人材を付けていただいているのは自慢できますが、専門家というのは不登校になる子ども、保護者、教員に対して、ちょっとしたアドバイスをするだけで違うということもありますので、それをひっくるめた専門家の配置を考えていけないと思いますし、場所の提供というのが切実な課題であると思います。

教育委員全員で虹の部屋に視察に行きましたが、今の現状では在籍していても 3 か月いなければ、待っている方がいますので、切られる状態です。今まで行けなかった子が 3 か月でそこに行けるかというと厳しいものですので、定員の関係で待たざるをえないという現実もあります。

学校と家庭の中間地点という位置付けに適応指導教室があると思いますので、その充実も今後の課題と思います。大人であれば難しいですが、場所が変われば案外すんなり次に行くということも無きにしもあらずです。まだまだ目のある子どもを、3 か月で切ってしまうということがつらいと思います。その辺りをどうしたら良いかを市側と協議していきたいと思います。学校現場だけでは無理な状況で、専門家の部分と居場所の提供という 2 点を充実していくことを考えていくことが必要と思います。

- 市 長 居場所の提供については、今の虹の部屋の状況と今後の方針はありますか。
 - 事務局 施設的にはどちらも一杯で、子どもが来ても居場所がないという状況です。出来ましたらまず施設が拡充されて、居場所が出来ていくことが必要と思います。今の場所での拡充は難しいと思います。
 - 市 長 今の虹の部屋は新塩屋町小学校の跡施設に移る時に拡充したのですか。
 - 事務局 拡充していますが一杯です。
 - 市 長 合併町の中には「みなみ」があって、それでも間に合わないということですか。
 - 事務局 そういう状況です。
 - 教育長 新塩屋小学校を使う前は花園辺りに土地を借りてして狭い状態であったものを、小学校が統合されて新塩屋小学校跡地を使っていますが、それでもそこに通室する子どもたちが 1 2 月現在で 5 0 名程おり、待ちが出ておりまして、1 0 人程が入れずに待っています。現在は何人か聞きましたら、5 人待っている状態です。
- それを受け入れるところを検討していく必要があると思います。学校を行けない子が第一歩目を踏み出して「虹の部屋」に来るという状態になっていますから、これを受け入れるようになれば不登校数も少なくなりますし、学校に登校する前段階としては良い傾向であると思います。
- 市 長 虹の部屋を拡充した場合の教員配置はどうなりますか。

- 教 育 長 虹の部屋の職員として5人程雇っています。嘱託が1人、指導者が1人、指導援助者が3人となっています。
- 市 長 虹の部屋は学校施設という扱いになっていますか。県の教職員は配置の中に入っていないのですか。
- 教 育 長 入っていないです。
- 市 長 義務教育の一環であると思います。
- 教 育 長 20年ほど前は適応指導教室に県の教員籍にある者で県から1人ずつは配置されていましたが、全国的に引き上げている状況です。
- 市 長 特別支援教室と同じようなものだと思います。虹の部屋に行けば出席のカウントをされるのですか。
- 教 育 長 高校進学や指導要録上の部分でいいますと出席扱いにしています。
- 市 長 少なくとも県教職員は何人が配置してもらえればいいのではと思います。
- 教育委員 一時全国で急に引き上げられました。適応指導教室ではなく、特別支援教室の枠でそういうことをしなさいということで、引き上げられました。ただ、義務教育の中で出席のカウントをされます。
- 教 育 長 文部科学省で出している適応指導教室、教育支援センターの指針がありますが、通所の児童生徒10人に対して2人程度の指導員を置くことが望ましいとされています。本市の場合、虹の部屋が50人の子どものに対して5人です。みなみと合わせれば60人の子どものに対して7人で、大体、倍くらいの子どもを見ているということで、厳しい状況です。
- 市 長 教育委員会の方で現状の制度がどうなっているのか、特に財源措置的なもの調べていただいて、必要性が非常に強いということであれば何らかの拡充を検討していかなければならないと思います。
- 教 育 長 虹の部屋が東寄りで、来ている子どもも国分寺辺りからも来ている状況です。
- 市 長 ファシリティーマネジメントで空くような施設は一杯ありますから、確保出来ると思いますが、問題は運営する人です。人を市の単独配置ということになりますと結構大変になります。
- 教 育 長 施設が本市の真ん中か、西寄りに、空いた施設で活用出来ればと思います。
- 市 長 今後、課題として検討したいと思いますが、事務局の方で何かありますか。
- 事 務 局 施設の問題につきましては、先ほど市長さんが仰られましたようにファシリティーマネジメントがありますので、その中で今後、拡充できるかどうかを事務的には進めていきたいと思いますが、財源的、制度的なものについては確認していきたいと思います。
- 教育委員 適応指導教室で教員の配置が必要というお話がありましたが、特別支援

でありますとハートアドバイザーという形がありますし、不登校の子がそのまま巣立って、かつてそのような状況であった保護者の方もいらっしゃって、全くのボランティアとして関わることもあると思います。

そういう形を教室の中に教員と一緒に置くということで、場合によっては不登校の子が大きくなって、自分もそういうことに携わりたいということもあると思いますが、そういう教員以外の方がボランティアとして携わることは可能なのでしょうか。

- 教 育 長 可能であると思います。臨床心理士などの資格を持っている人が来てくれることはありがたいですが、支援員関係で入っていただけることは可能です。
- 教育委員 大人であれば職場が嫌であったら辞めて別の所に行くとか、休職などが出来ますけれども、小中学生といたしましたら1、2年休んでしまいますと自分の人生に大きく響くと思います。学校を変えるにしても、引越もしないといけませんし、変わらない状況で子どもさんが学校で何か嫌なことがあって、学校に行きたくないといった時に、本来であれば学校に何とか来て、毎日のように朝迎えに行って、取りあえず出席させるように支援して下さっているのでしょうけれども、行けないお子さんがいます。

学校に行くことが絶対のルートでしょうけれども、違うルートを作れたら、大人と同じように子どもも気持ち楽になれると思います。そこに行けるということがあれば、いずれは虹の部屋やみなみから戻ることもありますし、絶対学校に行かなければならない風潮を、現在は見直す必要があると思います。そういうことから考えますと市単独の話ではなく、全国的なものと思います。

- 教 育 長 全国的に、あるいは県内でも、大きいところであれば適応指導教室を置いた状態で対応しています。不登校の子どもでもいろいろな対応がありまして、学校に行けるけれども通常の学級に入れなくて別室に登校している子どももいたり、学校に行けないから虹の部屋のような適応指導教室に通室している子どももいれば、そこにも行けなくて家でインターネットを使って勉強している子どももいます。

いろいろな対応が必要ですが、一步目を踏み出した子どもを受け入れる施設として適応指導教室があれば、学校復帰への次のステップとしてありがたいと思います。

- 教育委員長 今、問題になっています大人の引きこもりというものがありまして、はっきりしたデータは無いと思いますが、将来的に大人の引きこもりに繋がっていく可能性も無いとはいえません。大人になって引きこもりますと社会的な損失になりますので、そういう面でも対策が必要だと思います。
- 教育委員 保護者の方で子ども会に入らない方がいまして、子ども会が無くなってきているということも不登校の背景にあるのではないかと思います。

例えば、隣の保護者の子どもが学校に行かないと言え、子ども会の人たちが

行って、学校に行くように促すこともありましたが、そういう子ども会が無くなってきて、そのようなことが無くなってきていると思います。

- 市 長 いろいろな要因があるでしょうが、医療的なものが必要なこともあるでしょうし、地域との繋がりの中で家庭や子どもが孤立化している場合もありまして、いろいろな対策でやってかなければならないと思います。

言われましたように子ども会の加入率が下がってきていますが、学校間でかなり格差が出てきていまして、100%近い子ども会の加入率のある学校、校区もあります。そういうものが出来るだけあれば人と人との繋がりや地域との繋がりが出来てきて、コミュニティや子ども会、PTAという学校と関連するような組織と連携しながら、子どもたちを暖かく見守っていく、その人その人に合ったような義務教育課程を過ごせるようにしていくということが大事であると思います。子ども会の問題も重要な問題と思っています。

- 教育委員 運動場での体育の時間はあるのですか。
- 事務局 体育活動の時間を位置付けて、毎日行っています。
- 教 育 長 不登校傾向の子どもですから、無理矢理させることは出来ず、思いを汲みながらやりますので、動きたいときになるべく動くものを取り入れています。
- 市 長 よろしゅうございますでしょうか。御意見も出尽くしたようですので、今後の不登校対策につきましては、頂きました御意見等を十分に参考にさせていただきながら教育委員会は教育委員会として効果的な対応を採っていただきたいと思います。

また、市長部局側といたしましても、出来るだけの協力をしてまいりたいと思っております。具体的に場所の問題、人の問題等が出されていまして、これにつきましても真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

(了承)

- 市 長 次に「その他」ということですが、事務局から何かありましたらお願いします。
- 事務局 今年度の総合教育会議につきましては、今日が3回目ということで、今年度につきましては今回で終了といたしたいと考えております。なお、来年度の総合教育会議につきましては、年間2回程度を開催できればと考えております。日程につきましては今のところ未定で、年度の前半と後半にと思っておりますが、別途調整をさせていただきたいと考えております。以上です。
- 市 長 その他で何かございますでしょうか。

それでは本日予定しておりました協議調整事項はこれで全て終了いたしました。これを持ちまして本日の会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。